

## 氷見市地域密着型介護基盤整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則(昭和44年氷見市規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、氷見市地域密着型介護基盤整備事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「地域密着型介護基盤整備事業(以下「整備事業」という。)」とは、平成26年9月12日老発0912第1号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記1「介護施設等の整備に関する事業」に基づき実施する地域密着型サービス等整備助成事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び定期借地権設定のための一時金の支援事業をいう。

2 この要綱において「地域密着型サービス等整備助成事業」とは、別表第1に掲げる施設等を整備する事業をいう。

なお、別表第1に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

また、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

3 この要綱において「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」とは、別表第2に掲げる施設等の開設や既存施設の増床時に必要な初度経費(開設前最大6ヶ月間)を支援する事業をいう。

4 この要綱において「定期借地権設定のための一時金の支援事業」とは、別表第3に掲げる施設の整備における用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払いとして授受されたものに限る。)を支援する事業をいう。

また、本体施設(特別養護老人ホーム等)を整備する際に、合築・併設施設(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等)を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

### (補助金の交付)

第3条 市長は、氷見市介護保険事業計画及び氷見市地域密着型サービス委員会の決定に基づいた整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

### (実施主体)

第4条 事業の実施主体は、法人(以下「事業者」という。)であって、市長が適当と認めるものとする。

### (交付の対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象施設、対象経費、補助金額等は、別表第1及び別表第3までのとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、次の左欄の事業における右欄に掲げる経費については、交付の対象としない。

事業	経費
地域密着型サービス等整備助成事業	ア 既に実施している事業にかかる経費 イ 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費 ウ 土地の買収又は整地等個人の資産の形成に要する経費 エ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する経費 オ その他施設整備等に関する事業として適当と認められない経費
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	ア 平成 26 年度以前から開始している施設整備事業に伴う事業 イ 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費
定期借地権設定のための一時金の支援事業	ア 保証金として授受される一時金である場合 イ 定期借地権の設定期間が 50 年未満の契約に基づき授受される一時金である場合 ウ 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合 エ 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費

### (交付の申請)

第 6 条 事業者は、地域密着型サービス等整備助成事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 事業者は、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 2 号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

3 事業者は、定期借地権設定のための一時金の支援事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 3 号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、当該補助金交付申請書を提出した者に通知するものとする。

### (交付の条件)

第 8 条 整備事業を実施する事業者に対して規則第 5 条の規定により市長が補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 整備事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 整備事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、補助金変更交付申請書（様式第 7 号、様式第 8 号様式第 9 号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 整備事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

- (4) 整備事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、工事進捗状況報告書（様式第15号）に関係書類を添えて、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 整備事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 整備事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに整備事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上（事業者が地方公共団体の場合は50万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 整備事業により取得し、又は効用の増加した財産については、整備事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 整備事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 整備事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
- (11) 事業者が前各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。

### （軽微な変更）

第9条 前条第2号に規定する軽微な変更とは、補助金の増額を伴わず、かつ、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 対象経費の20パーセント以上の変更をすること。
- (2) 事業の内容を著しく変更をすること。
- (3) 入札減などやむを得ない事由以外の事由に補助金額を20パーセント以上変更すること。

### （状況報告）

第10条 地域密着型サービス等整備助成事業の補助金の交付を受けた事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 入札参加業者を決定しようとするとき入札参加予定業者報告書（様式第10号）及び関係書類
- (2) 入札により工事請負業者が決定したとき入札結果報告書（様式第11号）及び関係書類
- (3) 工事請負者と契約したとき契約締結報告書（様式第12号）及び関係書類

- (4) 工事に着手したとき工事着手報告書（様式第13号）及び関係書類
  - (5) 工事の請負業者が工事の一部について下請負により施行しようとするとき下請状況報告書（様式第14号）及び関係書類
- 2 前項各号に掲げる書類は、それぞれ10日以内に市長に提出するものとする。

### （実績報告書）

- 第11条 地域密着型サービス等整備助成事業に係る補助金の実績報告は、実績報告書（様式第4号）に關係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。
- 2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る補助金の実績報告は、実績報告書（様式第5号）に關係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。
  - 3 定期借地権設定のための一時金の支援事業に係る補助金の実績報告は、実績報告書（様式第6号）に關係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。
  - 4 事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこ補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに 消費税及び特別消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第16号）により市長に報告しなければならない。

### （細則）

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日以降に交付申請のあった補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日以降に交付申請のあった補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日以降に交付申請のあった補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日以降に交付申請のあった補助金から適用する。

別表第1 (第2条関係：地域密着型サービス等整備助成事業)

	1 対象施設	2 補助基準単価	3 対象経費	4 補助金額
地域密着型サービス施設等の整備	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1施設当たり 5,530,000円に当該施設の定員数を乗じた額	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のための直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第3欄に掲げる対象経費の実支出額と、第1欄に掲げる対象施設の区分に応じた第2欄に掲げる補助基準単価と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ)を控除した額を比較して最も少ない額を補助金額とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
	小規模(定員29人以下)な介護老人保健施設	1施設当たり 69,200,000円		
	小規模(定員29人以下)な介護医療院	1施設当たり 66,000,000円		
	小規模(定員29人以下)な養護老人ホーム	1施設当たり 2,960,000円に当該施設の定員数を乗じた額		
	小規模(定員29人以下)なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	1施設当たり 5,530,000円に当該施設の定員数を乗じた額		
	認知症高齢者グループホーム	1施設当たり 41,500,000円		
	小規模多機能型居宅介護事業所	1施設当たり 41,500,000円		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1施設当たり 7,330,000円		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1施設当たり 41,500,000円		
	認知症対応型デイサービスセンター	1施設当たり 14,800,000円		
	介護予防拠点	1施設当たり 11,000,000円		
	地域包括支援センター	1施設当たり 1,480,000円		
	生活支援ハウス	1施設当たり 44,100,000円		
	緊急ショートステイの整備	1施設当たり 1,480,000円に当該施設の定員数を乗じた額		
施設内保育施設	1施設当たり 14,100,000円			
介護施設等の合築等	上記対象施設の合築・併設	合築・併設する施設それぞれについて、上記の補助基準単価に1.05を乗じて得た額		
空き家を活用した整備	認知症高齢者グループホーム	1施設当たり 11,000,000円		
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能居宅介護事業所			
	認知症対応型デイサービスセンター			

別表第2（第2条関係：介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

	1 対象施設	2 補助基準単価	3 対象経費	4 補助金額
定員29名以下の地域密着型施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・小規模な介護老人保健施設</li> <li>・小規模な介護医療院</li> <li>・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>	1施設当たり1,036,000円に当該施設の定員数を乗じた額（ただし、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊定員数）	対象施設の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	第3欄に掲げる対象経費の実支出額と、第1欄に掲げる対象施設の区分に応じた第2欄に掲げる補助基準単価と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ）を控除した額とを比較して最も少ない額を補助金額とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> </ul>	1施設当たり17,400,000円		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な養護老人ホーム</li> </ul>	1施設当たり520,000円に当該施設の定員数を乗じた額		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内保育施設</li> </ul>	1施設当たり5,200,000円		

別表第3（第2条関係：定期借地権設定のための一時金の支援事業）

1 対象施設	2 交付基準	3 補助率	4 対象経費	5 補助金額
<p>定員29名以下の地域密着型施設等</p> <p>(本体施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・小規模な介護老人保健施設</li> <li>・小規模な介護医療院</li> <li>・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能居宅介護事業所</li> <li>・小規模な養護老人ホーム</li> <li>・施設内保育施設</li> </ul> <p>(合築・併設施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・介護予防拠点</li> <li>・生活支援ハウス</li> <li>・緊急ショートステイ</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>	<p>当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1</p>	<p>2分の1</p>	<p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。</p>	<p>第4欄に掲げる対象経費の実支出額と、第1欄に掲げる対象施設に応じた第2欄に掲げる交付基準単価と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ）を控除した額とを比較して最も少ない額を補助金額とする。</p> <p>ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>